

表彰規程

第1条（目的）

この規程は、千葉県ソフトテニス連盟（以下「連盟」という。）会則第10条の規定に基づき、同会則第3条の目的達成のため特に貢献された個人又は団体を表彰することについて必要事項を定め連盟の発展に寄与することを目的とする。

第2条（表彰者）

1. 功労者及び優良団体は、10年以上連盟に加盟し、次の各号に該当する者で、ソフトテニスの発展向上に貢献した個人又は団体に対して行う。

（1）連盟の事業に特に功績が有り、ソフトテニスの普及振興に貢献をした者。

（2）ソフトテニスの指導者として優秀なチーム又は選手を育成した者。

（3）地域、職業、学校等の団体であって多年にわたり地域社会や職場、学校等でソフトテニスの健全な普及発展に貢献している団体。

2. 優秀選手及び優秀団体は、県外大会並びに中央大会において優秀な成績を収め、他の模範となる個人又は団体に対して行う。

第3条（表彰状・記念品）

表彰は、表彰状等に記念品を添えて授与する。

第4条（推薦書）

この規程による表彰に該当すると認められる個人又は団体があるときは、支部及び競技団体並びに加盟団体は別表1の推薦書を連盟会長に提出する。但し、理事会においても推薦書を提出することができる。

第5条（審議）

表彰に関する審議は理事会がこれにあたる。

第6条（推薦）

日本ソフトテニス連盟及び千葉県スポーツ協会への功労者並びに優良団体の推薦についても本規程に基づき理事会で選考し推薦する。

第7条（表彰の決定）

表彰は、理事会の報告に基づいて会長が決定し、これを行う。

第8条（対象除外）

第2条第1項第1号に定める「功労者及び功労ありと認められた優良団体」並びに第6条により表彰を受けた者は、表彰の対象からはずす。

第9条（規程の改廃）

この規程の変更等については、連盟理事会の議決による。